

農地中間管理事業の5年後見直しについて

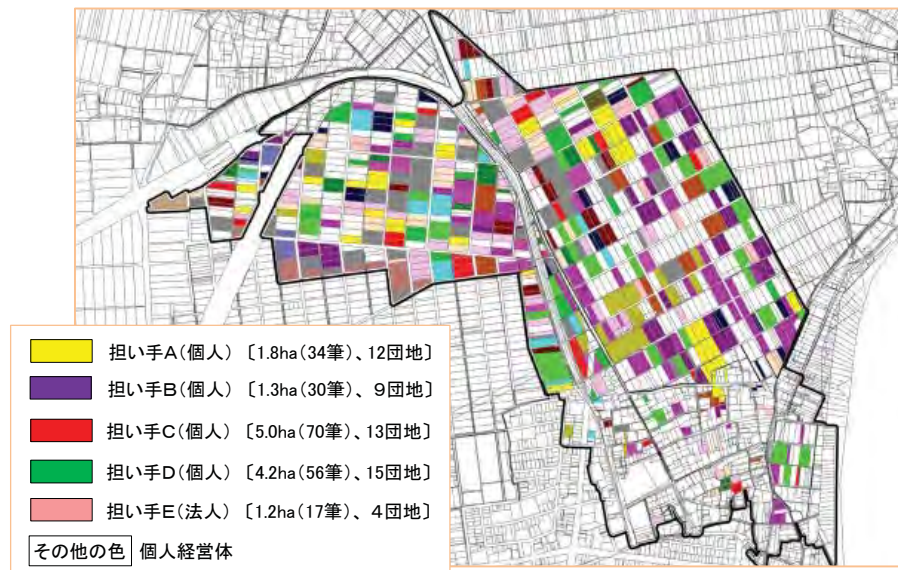
平成30年11月
農林水産省

I 農地バンク事業の現状と課題—概観—

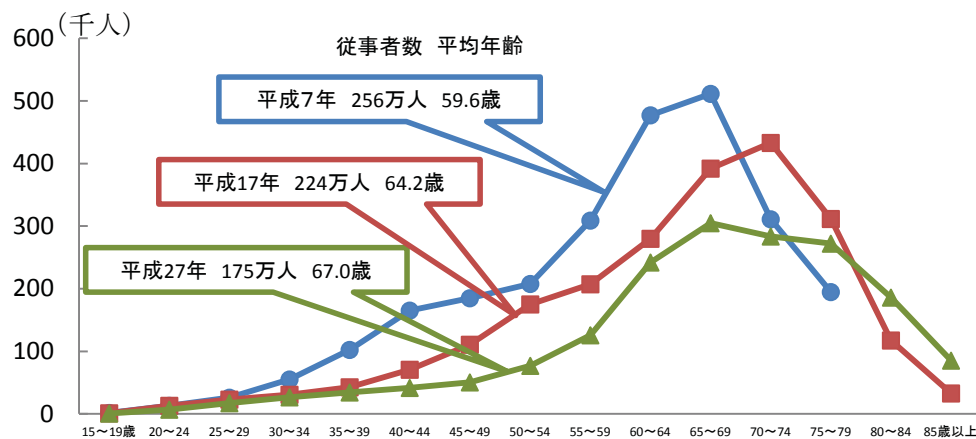
(1) わが国の農地の状況について

- わが国の農地利用の特色である分散錯圃（小規模の農地が互いに入り組んで分散している状態）を解消し、人手不足の中で、担い手による効率的な農地利用、スマート農業の実施等により、生産コストの低減と農地の維持を図っていくことが必要。

○N県N市M地区の事例



○年齢別基幹的農業従事者数の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」

注1：基幹的農業従事者とは、自営農業に主として従事した15歳以上の世帯員（農業就業人口）のうち、ふだんの主な状態が「主に仕事（農業）」である者をいう。

注2：平成7年は75歳以上を詳細化していないため、上図の平成7年の「75～79」は75歳以上の値である。

(2) 農地中間管理事業の5年後見直し

- 農地中間管理事業（以下「農地バンク事業」という。）は、こうした問題を解消するため、
 - ① 地区内の分散・錯綜しており担い手に集約する必要がある農地や耕作放棄地を借り受け、
 - ② 必要に応じ、基盤整備等の条件整備を行い、
 - ③ 借り受けている農地を管理し、
 - ④ まとまった形で転貸し、
 - ⑤ その後、再配分機能により集約化を実現する仕組みとして創設された。

- 農地バンク事業は、その根拠法の附則により、施行（H26.3.1）後5年を目途として、
 - ① 農地バンク事業及び関連する事業の在り方全般、
 - ② 地域における協議の場の円滑な実施を図るための措置の在り方について検討することとされている。

「集積」 …利用する農地を拡大すること
 （分散錯圃を解消しなくてもよい。）

「集約化」 …分散錯圃を解消すること

【農地中間管理機構による農地の集積・集約化のイメージ】



農地中間管理事業の推進に関する法律
 （平成25年法律第101号）（平成26年3月1日施行）

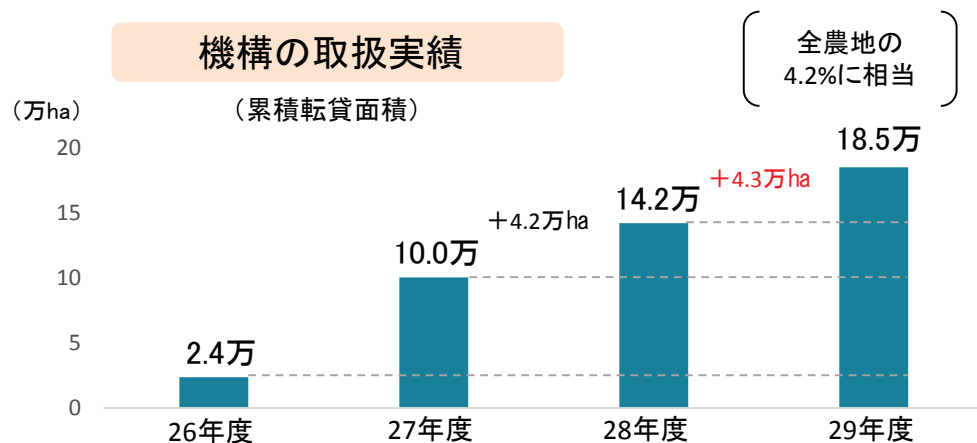
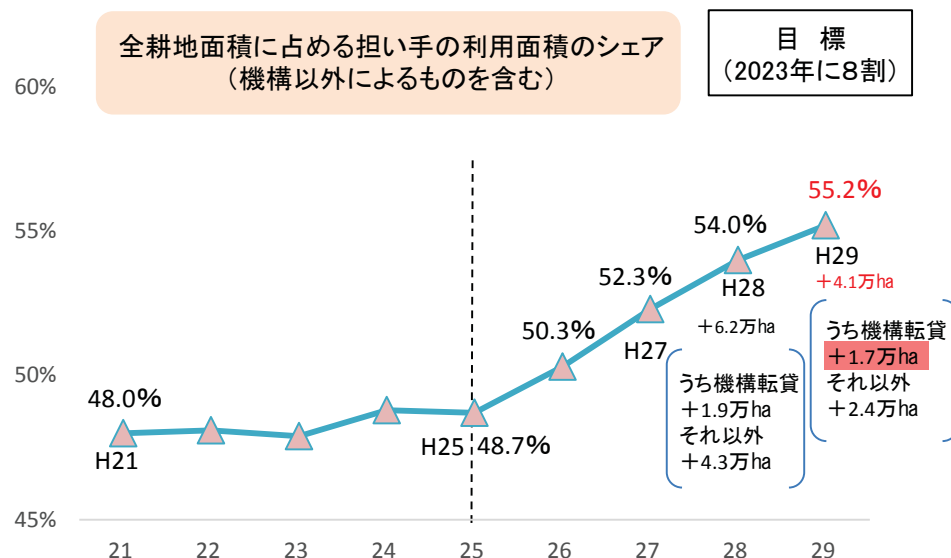
附則（抄）

第2条 政府は、この法律の施行後5年を目途として、農地中間管理事業及びこれに関連する事業に関し、その実施主体、これらの事業に対する国の財政措置の見直し（農地中間管理機構に対する賃料に係る助成の見直しを含む。）その他のこれらの事業の在り方全般について検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

2 政府は、第26条第1項の協議の結果の取りまとめの状況等を踏まえ、同項に規定する協議の場に関し、そのより円滑な実施を図るための法制上の措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(3) 担い手への農地集積の状況①

- 農地バンク事業を開始した平成26年度以降、担い手への農地の集積面積は再び上昇に転じ、平成29年度は4.1万ha増加（そのうち農地バンク事業によるものは、1.7万ha）し、そのシェアは55.2%となった。
- 2023年に全耕地面積に占める担い手への利用面積のシェアを8割にするという目標の達成のためには、設立当初から10年かけて年間14万haずつの新規集積が必要である。
- 担い手による農地の集積・集約化を更に促進する観点から今回の5年後見直しを考えていく必要がある。

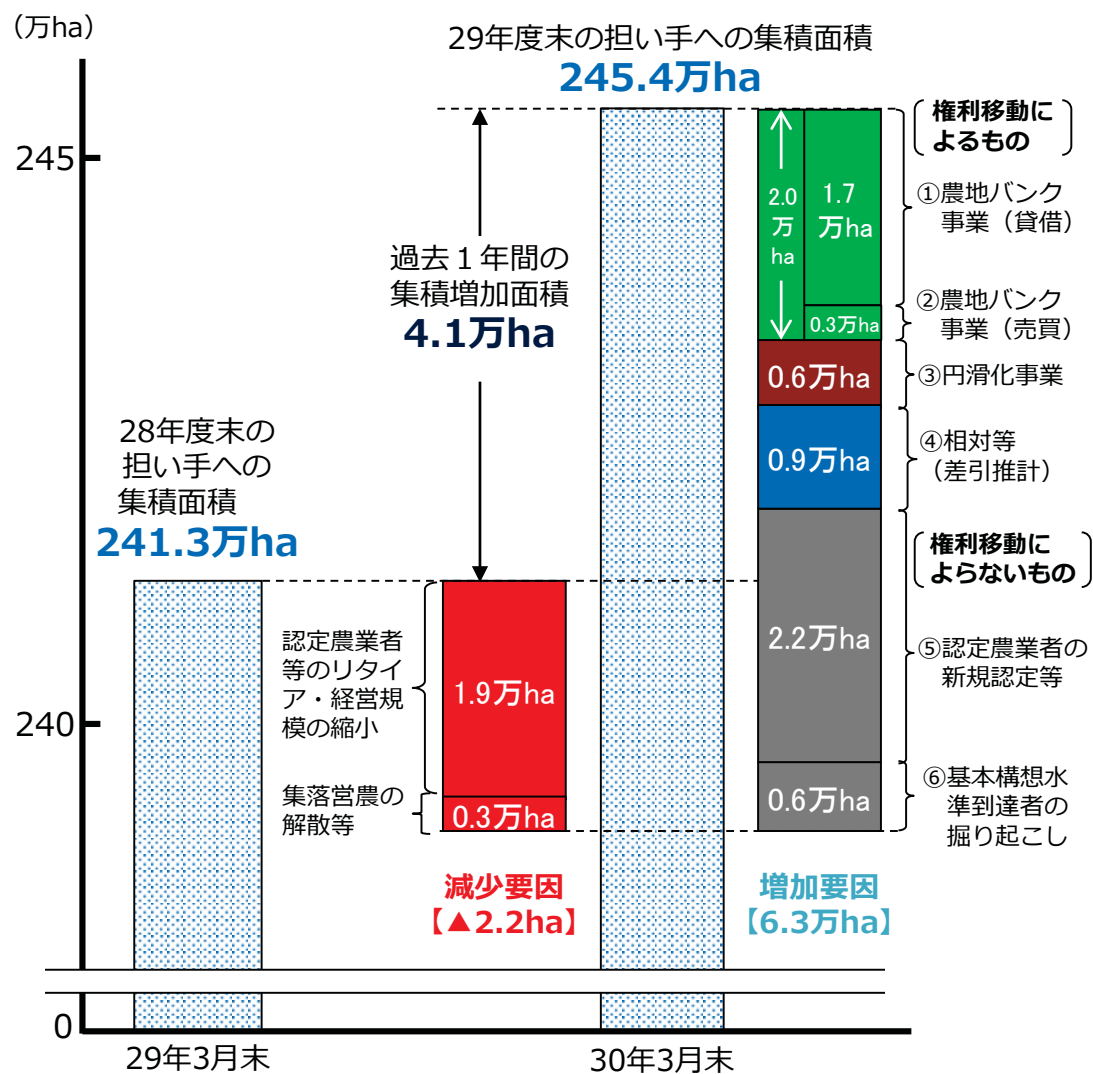


(3) 担い手への農地集積の状況②

- 担い手への農地集積の状況を細かく見ると、
 - ① 農地の権利移動によるもののうち、農地バンク事業によるものが過半を占めている一方で、
 - ② 認定農業者や集落営農組織の動向によっても担い手への農地集積が変動している。

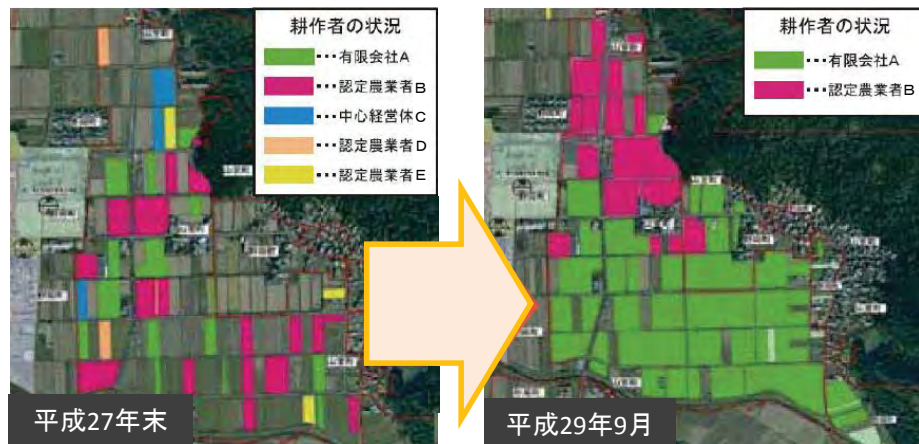
- 農地バンク事業の見直しに当たっては、機構の在り方と併せて、
 - ① 担い手にとって使いやすい仕組みを全体としてどのように構築していくか、
 - ② 近年、深刻さを増している人手不足の状況を踏まえ、地域農業の担い手をどのように確保育成していくか、
 を総合的に検討していく必要がある。

【平成29年度の担い手への農地集積面積の内訳】



(4) 農地バンク事業活用のメリット①

- 農地バンク事業では、機構がいったん借りた農地の転貸先を変更できるため、その後の農地の再配分を機動的に進めることができる。
- 実際に、
 - ① 機構が10年以上の権利を取得し、地域の話合いが進むに従って農地を再配分することにより、分散錯圃を解消した事例が出てきている。



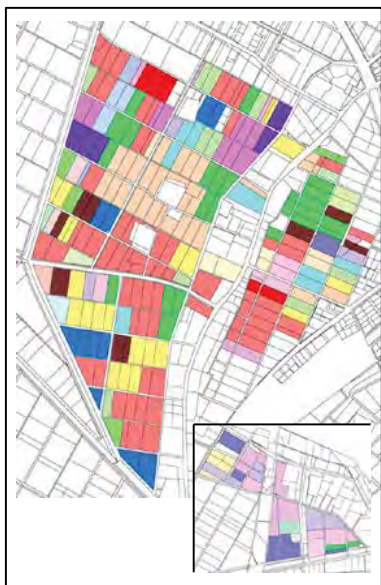
【F県E市の事例】

27年末	<ul style="list-style-type: none"> ・農地バンク事業の説明会を契機に地域の話合いが何度も行われ、2名の担い手に農地集積することで合意。 																																																										
27年12月 ～29年9月	<ul style="list-style-type: none"> ・機構は、市や地区内の農業法人等と共に地域の話合いを継続的に進め、話合いの合意に沿って、順次、配分計画(12回)を公告。 この過程で、転貸農地の入れ替えも実施。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">配分計画の 決定日</th> <th colspan="2">計画の概要</th> </tr> <tr> <th>貸付先</th> <th>転貸農地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>27年12月</td><td>有限会社A</td><td>0.8ha(5筆)</td></tr> <tr><td>2</td><td>28年2月</td><td>有限会社A</td><td>0.3ha(1筆)</td></tr> <tr><td>3</td><td>28年3月</td><td>有限会社A</td><td>3.1ha(16筆)</td></tr> <tr><td>4</td><td>28年11月</td><td>有限会社A</td><td>3.0ha(21筆)</td></tr> <tr><td>5</td><td>28年11月</td><td>認定農業者B</td><td>7.5ha(49筆)</td></tr> <tr><td>6</td><td>28年12月</td><td>認定農業者B</td><td>0.9ha(4筆)</td></tr> <tr><td>7</td><td>28年12月</td><td>認定農業者B</td><td>2.5ha(16筆)</td></tr> <tr><td>8</td><td>29年2月</td><td>認定農業者B</td><td>0.3ha(1筆)</td></tr> <tr><td>9</td><td>29年2月</td><td>有限会社A</td><td>0.2ha(3筆)</td></tr> <tr><td>10</td><td>29年2月</td><td>有限会社A</td><td>4.9ha(33筆)</td></tr> <tr><td>11</td><td>29年2月</td><td>認定農業者B</td><td>1.4ha(5筆)</td></tr> <tr><td>12</td><td>29年9月</td><td>認定農業者B</td><td>0.2ha(2筆)</td></tr> <tr><td colspan="2">合計</td><td></td><td>25.1ha(156筆)</td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・地区内農地の約8割が2名の担い手に集約され、分散錯圃が解消。 <p>集積面積・集積率：5ha(13%)→28ha(77%) 1団地の平均面積：0.1ha→3.8ha</p>		配分計画の 決定日	計画の概要		貸付先	転貸農地	1	27年12月	有限会社A	0.8ha(5筆)	2	28年2月	有限会社A	0.3ha(1筆)	3	28年3月	有限会社A	3.1ha(16筆)	4	28年11月	有限会社A	3.0ha(21筆)	5	28年11月	認定農業者B	7.5ha(49筆)	6	28年12月	認定農業者B	0.9ha(4筆)	7	28年12月	認定農業者B	2.5ha(16筆)	8	29年2月	認定農業者B	0.3ha(1筆)	9	29年2月	有限会社A	0.2ha(3筆)	10	29年2月	有限会社A	4.9ha(33筆)	11	29年2月	認定農業者B	1.4ha(5筆)	12	29年9月	認定農業者B	0.2ha(2筆)	合計			25.1ha(156筆)
	配分計画の 決定日			計画の概要																																																							
		貸付先	転貸農地																																																								
1	27年12月	有限会社A	0.8ha(5筆)																																																								
2	28年2月	有限会社A	0.3ha(1筆)																																																								
3	28年3月	有限会社A	3.1ha(16筆)																																																								
4	28年11月	有限会社A	3.0ha(21筆)																																																								
5	28年11月	認定農業者B	7.5ha(49筆)																																																								
6	28年12月	認定農業者B	0.9ha(4筆)																																																								
7	28年12月	認定農業者B	2.5ha(16筆)																																																								
8	29年2月	認定農業者B	0.3ha(1筆)																																																								
9	29年2月	有限会社A	0.2ha(3筆)																																																								
10	29年2月	有限会社A	4.9ha(33筆)																																																								
11	29年2月	認定農業者B	1.4ha(5筆)																																																								
12	29年9月	認定農業者B	0.2ha(2筆)																																																								
合計			25.1ha(156筆)																																																								

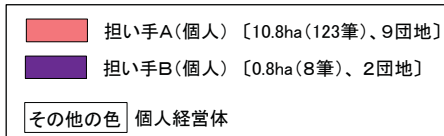
(4) 農地バンク事業活用のメリット②

- さらに、
 - ② 機構・県・市等が中心となって地域の話合いを進め、圃場の条件整備を行い、農地の集積・集約化につなげた事例

活用前



活用後



【S県K市の事例】

~ 26年8月	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の農地は小区画かつ分散しており、非効率な営農状況。非担い手が多く、担い手も高齢化・後継者不足の状況。
26年9月 ~ 27年8月	<ul style="list-style-type: none"> ・地元農家が市に将来の担い手確保の必要性について問題提起。市と農家組合で耕作者に対しアンケートを実施。農地の集約化を望む意見が多かったことから、機構の活用を検討。 ・機構・市が地元説明会を開催。 ・農家組合長と大規模な担い手が中心となり、地域の話合いを進め(計9回)、機構の活用と併せて集約化の効果を高める簡易な基盤整備事業(農地耕作条件改善事業)の導入を決定。 ・基盤整備については、簡易な工事(畦畔の除去)であることから、機構自ら工事を実施。
27年9月 ~	<ul style="list-style-type: none"> ・基盤整備工事を行い、10a → 50~70aに区画を拡大(畦畔除去23ha)。 ・話合いからほ場の区画拡大、担い手への転貸まで約1年で実施。 ・順次農地を担い手に集積し、将来的には、1名の担い手に集積する予定。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>集積面積・集積率: 6.6ha(23%) → 11.4 ha(39%) 平均経営面積: 3.3ha → 5.7ha 団地数: 106団地 → 38 団地</p> </div>

(4) 農地バンク事業活用のメリット③

- また、
- ③ 数は少ないが、担い手が不足している地区において、地域との連携の下に機構を活用して県外から企業を誘致した事例も出てきている。



(参考)機構からの転貸先(平成29年度)

	機構からの転貸先		
	機構からの 転貸計 ①	うち地域外から の参入者 ②	割合 (②/①)
面積(ha)	46,537.7	1,308.9	2.8%
経営体数	29,095	1,272	4.4%

※地域内・外の「地域」とは、借受希望者の募集を行った区域をいう。

【I県N市の事例】

26年7月 ～ 27年3月	<ul style="list-style-type: none"> ・「農業参入総合支援プログラム」を平成26年度より開始し、企業の誘致を開始。 ・N市も耕作放棄地の解消や発生の未然防止の観点から農業参入者(法人・企業)の誘致活動を行っていた。 ・そのような中、北陸での生産拠点を探していた、I県に本社を置く有限会社Aが、①農地バンク事業により迅速に栽培適地を用意できること、②当該プログラムによる手厚い支援があること、等から当地区への参入を決定。
27年4月 ～	<ul style="list-style-type: none"> ・企業側の要望を踏まえ、機構、県、市が中心となり、地域の話し合いを行い、まとまりのある農地12haを先ず確保し、農地バンク事業を活用し転貸。 ・その後の更なる規模拡大についても、機構と市が農地の出し手の意向を把握しつつ、荒廃農地の再生も図りながら進めていき、目標の30haに到達した。 ・企業の参入により、3人の地元雇用を創出した。今後、生産した野菜を加工するための工場を整備し、さらに地元雇用を拡大する予定。 <p>〔 集積面積・集積率: 0ha(0%) → 32 ha(15.4%) 平均経営面積: 0ha → 32ha (担い手は当該法人のみ) 〕</p>

(5) 他事業との連携強化等

- 農地バンク事業については、その推進を図るため、
①他の事業との連携強化、②関連する諸制度の創設
等を年々行ってきた。

実施年度	他の事業との連携強化		関連する諸制度の創設
		農地整備事業(公共)との 予算連携率	
27	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手確保・経営強化支援事業(H27補正)について、ポイント加算 ・農業競争力強化基盤整備事業、農業基盤整備促進事業について、優先配分 ・農地耕作条件改善事業について、機構の重点実施区域を対象 	4割	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>固定資産税の税制改正</u> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ①機構に貸し付けた農地の課税軽減 平成28年度より実施、12,121ha(平成29年) ②遊休農地の課税強化 平成28年度より実施、74ha(平成29年) </div>
28	<ul style="list-style-type: none"> ・経営体育成支援事業について、ポイント加算 	5割	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>農業委員会改革の実施</u> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p>平成28年4月に農業委員会法を改正し、<u>農地利用最適化推進委員</u>を新設。平成30年度中に全ての農業委員会が新制度に移行予定。</p> </div>
29	<ul style="list-style-type: none"> ・果樹好循環形成総合対策事業について、優先採択 	6割	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>農家負担のない農地整備事業の創設</u> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p>平成29年5月に土地改良法を改正。平成30年度新規地区:33地区。</p> </div>
30	<ul style="list-style-type: none"> ・強い農業づくり交付金について、ポイント加算 ・次世代施設園芸拡大支援事業について、ポイント加算 	7割	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>相続未登記農地</u>であっても、全ての相続人を調べることなく、簡易な手続で最長20年間機構が借りることが可能な制度の創設 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p>平成30年5月に基盤強化法を改正。平成30年11月16日施行予定。</p> </div>

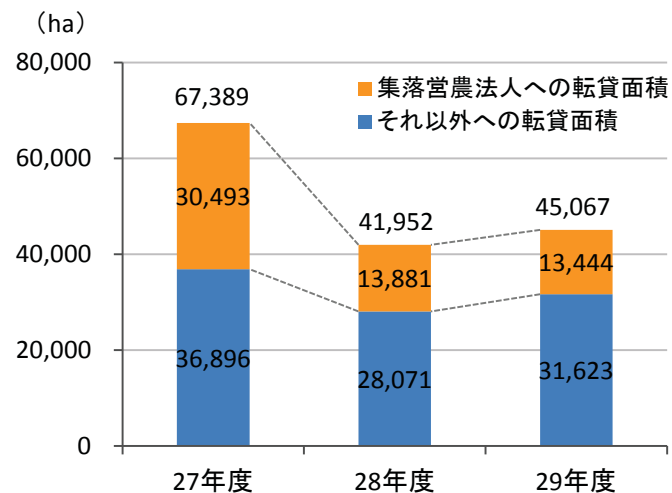
(6) 農地バンク事業の課題

- 他方、農地バンク事業については、以下のような課題があり、今回の見直しにおいて改善が必要である。

1. 農地の集積・集約化の前提となる、地域内での話合いが低調

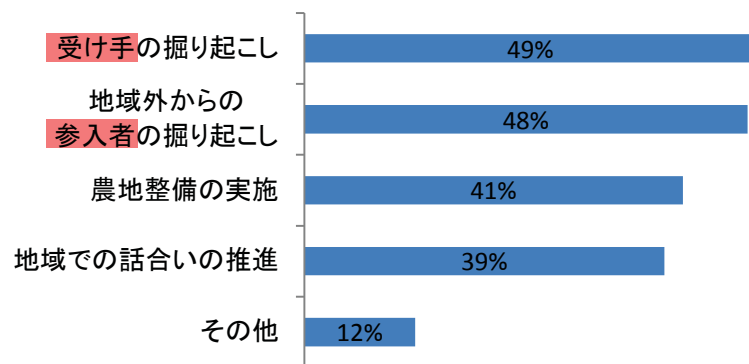
- ・ 農地の集積・集約化の気運が以前からあった平場の水田地帯の集落営農での事業の活用が一巡し、今後は新たに地域の話合いから始めなければならない地域が多い。
- ・ 高齢化・人口減少によって、話合いに住民を集めることすら難しい集落もある。
- ・ 特に中山間地域では、農地の出し手ばかりが多く、農地を受ける担い手がない状況。

都府県における機構の転貸実績



※ 農地政策課調べ

中山間地域における機構の活用を進めるために必要なこと



出典：農地中間管理機構の活動状況等に関するアンケート調査
(市町村向け調査)

(6) 農地バンク事業の課題 (つづき)

2. 農地バンク事業の手續等に関する不満が多い

- 農地バンク事業について、担い手や現場の事業担当者からは、
 - ① 借入・転貸の手續を簡素化してほしい
 - ② 配分計画の縦覧の廃止・期間を短縮してほしい
 - ③ 利用状況報告を廃止・簡素化してほしいなど、事務手續の簡素化を求める意見が多く寄せられている。
- また、「出し手ではなく受け手を支援してほしい」という意見や「機構に貸したくても、機構が借りてくれない」という意見も出ている。

【農業者や現場の事業担当者の意見】

担い手

- 農用地利用集積計画(集積計画)による貸借と比べ、農地バンク事業での貸借は、手續に必要な書類が多く、借受希望の応募から貸付けまでに要する期間が長い。
- 集積計画による貸借では求められていなかった年1回の利用状況報告は、新たな負担であり省略・簡素化してほしい。
- 機構から借りている農地と農地利用集積円滑化団体から借りている農地が混在しており、貸借の期間や賃料の支払先が異なるので、手間がかかっている。
- 受け手支援があると、条件が多少合わなくても機構を通じて借受けを行うインセンティブになる。

県・農地バンク

- 農地バンク事業で農地を借入・転貸するためには、集積計画、農用地利用配分計画(配分計画)という2つの計画が必要となるため、時間が掛かり事務が煩雑。
- 配分計画の公告前の縦覧を不要とするなど、貸付けまでの期間短縮できる方法を模索してほしい。
- 円滑化団体に比べて手間がかかる。受け手の利用状況報告など手續が多い。
- 市町村段階と県段階に手續が分かれているので、簡単にしてほしい。
- 農業者の高齢化や担い手不足が進む状況を踏まえ、出し手ではなく、受け手を支援してほしい。

出し手

- 機構に農地を貸したいと思い、窓口に相談したら、受け手が見付かる見込みがないので借りられないと言われた。

(6) 農地バンク事業の課題 (つづき)

3. 機構と地域とのつながりが弱い

- 機構の職員は増加しているものの、まだ不十分であり、農地利用最適化推進委員や市町村区域を事業範囲とする農地利用集積円滑化団体との連携をより強化すべきだという意見もある。

【機構の職員数の推移】

	H27年度	H28年度	H29年度
本部	554	575	609
支所・現場	414	478	498
計	968	1,053	1,107

資料：農地政策課調べ ※都道府県の兼任職員を含む

Ⅱ 地域における話合いの現状と課題

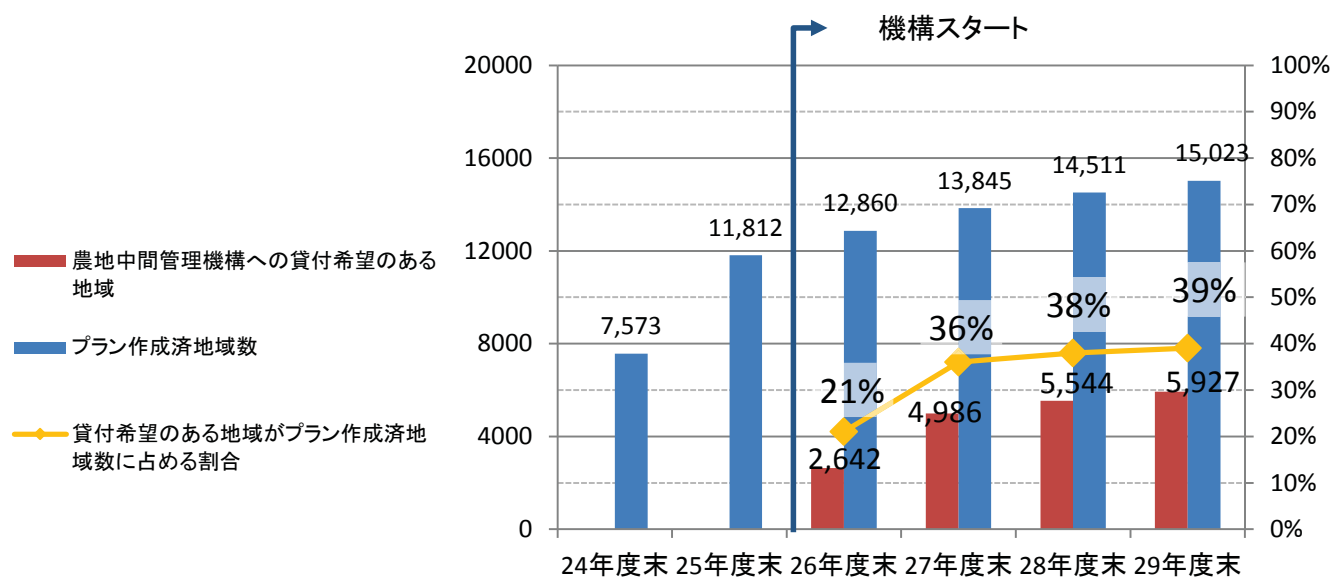
(1) 農地バンク事業と人・農地プランとの関係

- 人・農地プランとは、地域の農業者の話合いに基づき、今後の地域農業の在り方や地域の中心となる経営体の将来展望などを明確化したもの。
- 平成24年に開始され、機構法第26条に、農地バンク事業の円滑な推進を図るための手段として位置付けられた。
- しかし、近年では、農地バンク事業の活用を明記した人・農地プランの数は微増にとどまっている。

● 農地中間管理事業の推進に関する法律第26条

市町村は、当該市町村内の区域における農地中間管理事業の円滑な推進と地域との調和に配慮した農業の発展を図る観点から、当該市町村内の適切と認める区域ごとに、農林水産省令で定めるところにより、当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者、当該区域における農業の将来の在り方及びそれに向けた農地中間管理事業の利用等に関する事項について、定期的に、農業者その他の当該区域の関係者による協議の場を設け、その協議の結果を取りまとめ、公表するものとする。

【人・農地プランの作成状況】

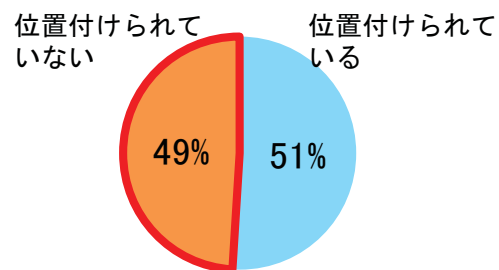


資料：経営局経営政策課調べ（各年3月末現在）

(2) 人・農地プランの実態①

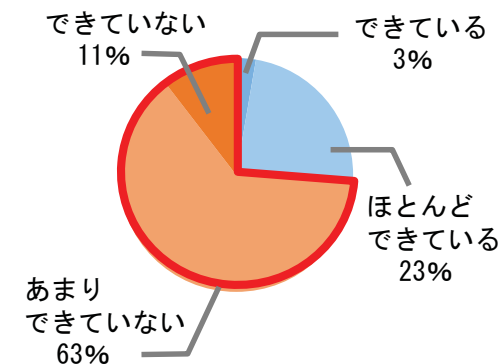
- 人・農地プランの中に農地の出し手が記載されていないものが半数を占めている。
市町村の担当者の認識では、出し手が十分把握できていないとするものが約7割。

【農地の「出し手」が位置付けられているプラン】



資料：経営局経営政策課調べ
(平成30年3月末現在)

【(参考)農地の「出し手」の把握についての市町村の認識】



資料：人・農地プランに関する全市町村へのアンケート結果
(平成29年11月。回答率83.1%)

- 1市町村当たりのプラン数は、県ごとにバラツキが大きい。

【都道府県別の1市町村当たりのプラン作成数の平均】

作成数の多い5県		作成数の少ない5県	
福井	49.9	沖縄	2.6
石川	35.2	愛知	2.4
滋賀	34.5	神奈川	2.2
大分	33.6	大阪	2.0
新潟	27.5	東京	1.0

資料：経営局経営政策課調べ
(平成30年3月末現在)

(2) 人・農地プランの実態②

- 実際の人・農地プランを見ると、
 - ① アンケート等を通じて農業者の意向が十分反映されているものがある一方、
 - ② 地区内の経営体や農地の一部しか把握していないなど、実質的とは言い難い人・農地プランもある。

【人・農地プランの望ましい例】

S県K市 K地区	<ul style="list-style-type: none">• 全戸アンケートを実施• 地域の中で話し合いを重ね、<u>プランで約250名の出し手とその農地100haを特定</u>• 順次、機構事業を活用する地区を設定して農地を集積・集約化
-------------	--

【実質的な内容とは言い難い人・農地プランの例】

K県I市 G地区	<ul style="list-style-type: none">• G地区には128経営体（うち集落営農は4経営体）が存在するが、<u>中心経営体として記載されているのは、次世代人材投資事業を活用する5経営体のみ</u>• <u>出し手についても3経営体のみ</u>• G地区には89haの耕地面積があるが、<u>わずか4haしかプランに記載されていない</u>
-------------	---

(3) 人・農地プランの実質化に向けた課題①

- 実質的な人・農地プランを作成するためには、
 - ー 地域の農業者への話合いの呼びかけ
 - ー アンケート調査
 - ー 現在及び将来の農地利用のマッチング（農地所有者の氏名等を地図に記載するためには所有者の同意が必要）

など多くの手間がかかるが、市町村の農業関係の職員数が減少していることがネックになっている。

- 新制度に移行した農業委員、農地利用最適化推進委員の取組が重要であるが、現在では人・農地プランに関する役割が位置付けられていないこともあって、主体的な推進役としての意識が乏しい。

【市町村の職員数の推移（一般行政のうち農林水産分野）】

	H19年度	H29年度	減少率
市町村一般行政	396,500	371,358	6.3%
農林水産	35,785	30,523	14.7%

資料：総務省「地方公共団体定員管理調査結果の概要」から作成（一部事務管理組合の職員を除いている）。

【新しい農業委員会制度への移行状況】

	H28年度	H29年度	H30年度
新制度へ移行する 農業委員会数	288 (16.9%)	1,474 (86.6%)	1,703 (100%)
農業委員数	4,023	19,976	23,100 (見込み)
推進委員数	3,732	14,898	17,400 (見込み)
合計	7,755	34,874	40,500 (見込み)

平成30年度については、新制度に移行した農業委員会の実績を基に推計

資料：全国農業会議所調べ

(3) 人・農地プランの実質化に向けた課題②

- 現在の人・農地プランに求められている内容についても、次のような課題がある。

項目	課題	改善案
1. 農地の受け手・出し手の記載	<ul style="list-style-type: none"> 受け手・出し手それぞれ個人名・農地を書かせているが、 ① 担い手への農地の集約化に向けたイメージが共有されていない。 ② 出し手の記載はほとんどされていない。 	<ul style="list-style-type: none"> <u>担い手への農地の集積に当たって、それぞれの担い手への農地の集約化に向けた方針を地域で共有すること</u>を検討する必要。 特に<u>出し手について、プランに詳細を記載することがかえって農地の出し手となることを躊躇していないか</u>検討する必要。
2. プランと支援措置の関係	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体が農地の集積・集約化の対象といった真の意味での中心経営体になっていない。 プランと各種補助事業が連動していない。 	<ul style="list-style-type: none"> <u>各種の支援措置等につなげる際には、実質化したプランを要件とすること</u>について、検討する必要。
3. プランのコーディネート	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の農業関係職員が減少し、プランがコーディネートができていない。 	<ul style="list-style-type: none"> <u>農業者間の話合いに農業委員・農地利用最適化推進委員が参加</u>するとともに、その実効性を証明するなどの方策を検討する必要。

(3) 人・農地プランの実質化に向けた課題③

- 野菜、果樹などでは、農地の権利移動は、個人間の賃借や売買が中心であり、担い手や農地利用のみについて関係者が集まって話し合う習慣がそもそも少ない。

- こうした産地においては、産地計画に向けた話合いの中で、新規就農を含めた将来の担い手について議論する方が現実的である。

【農地バンク事業を活用した樹園地の転貸面積の状況】

都道府県	機構転貸面積		耕地面積		耕地面積に占める機構転貸面積	
		うち樹園地		うち樹園地		うち樹園地
青森	5,458	45	151,500	22,600	3.6%	0.2%
山梨	632	209	58,500	10,200	1.1%	2.0%
長野	2,842	185	41,500	15,200	6.8%	1.2%
和歌山	298	116	32,800	20,800	0.9%	0.6%
愛媛	398	87	49,400	20,200	9.8%	0.4%

(農地政策課調べ、単位：ha)

【産地計画に向けた話合いが担い手確保の話合いにつながった例】

- ・ A県K市では、果樹産地構造改革計画の原案を作成するため、農協の部会を単位として生産者、市町村担当者、農協担当者が集まり、話合いを行った。
- ・ その結果、産地の高齢化や後継者不足について問題認識が共有され、担い手確保に向けて、労働力確保を容易にする仕組み（援農・サポーター制度）の構築や雇用の創出・新規就農につなげるための法人化の推進・体制づくりが検討された。
- ・ これらの議論を元に、K地域果樹産地協議会で果樹産地構造改革計画が策定された。

(4) 集落営農の現状と課題①

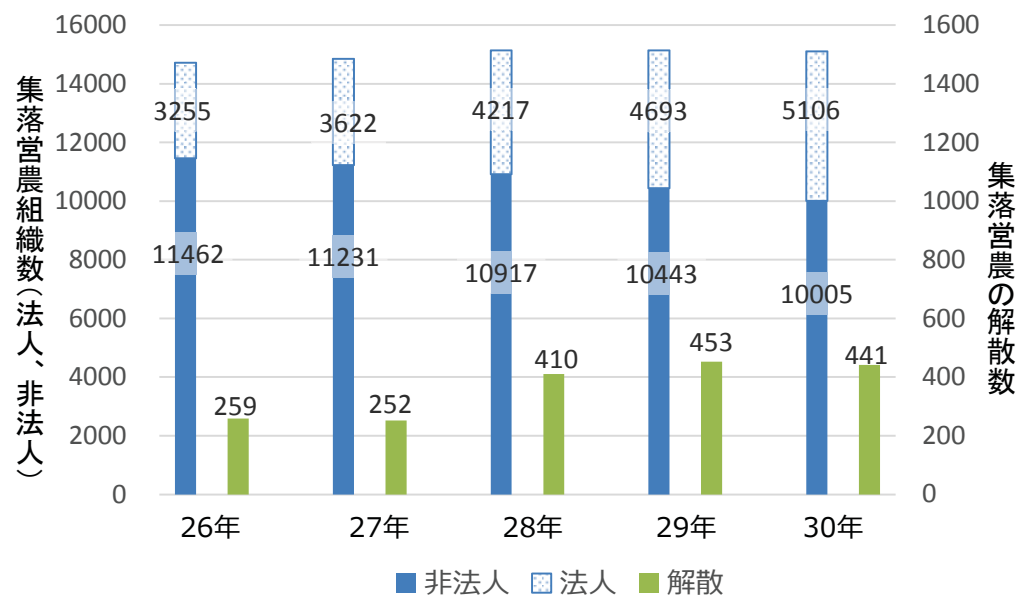
- 担い手が少ない地域においては、地域における農業経営の受け皿として、集落営農の組織化・法人化を推進してきた。

法人化は進んできているが、依然として約3分の2は法人化されていない。解散数も増えつつある。

- 集落営農の法人化の見込めないところは、実質的な人・農地プランの取組を推進する必要がある。

その際、市町村の負担軽減のためにも、同種の地域の取組（中山間地域等直接支払制度の集落協定の取組等）と一体的な取組が可能となるよう検討する必要がある。

【集落営農組織数の推移】



(4) 集落営農の現状と課題②

- 近年、集落営農について、複数の集落営農が共同して上部法人を設立し、経営基盤を強化して生き残りを図る取組が見られ始めている。

このような取組には、

- ① 6次産業化（加工・販売事業）等の経営の多角化
- ② 外部の経営経験の豊かな担い手の招致が必要な場合が多い。

- しかしながら、

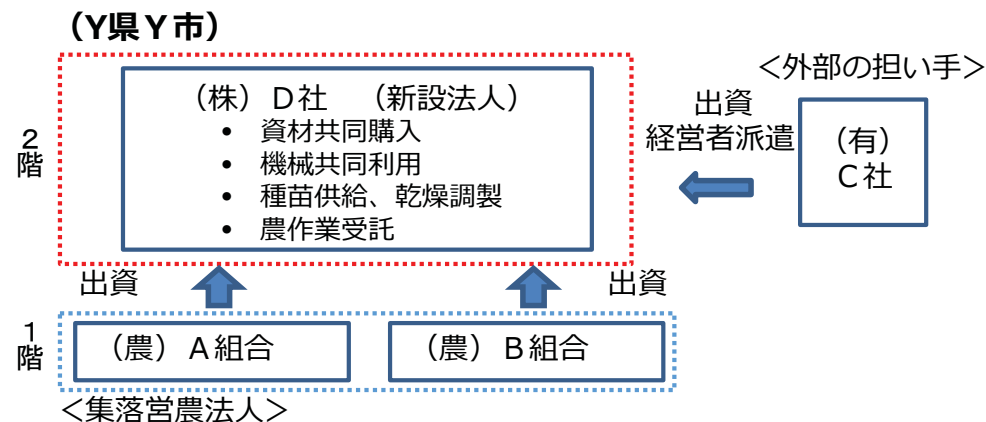
- ① 現在は、集落営農が法人化しても、加工・販売等に取り組む場合のメリット措置が乏しく、
- ② また、経営経験が豊かであっても外部の担い手の見極めは難しく、市町村による認定農業者の認定事務負担が増加している例が見られる。

- このため、このような取組を伸ばすため、

- ① 6次産業化の取組の推進
- ② 認定事務負担の軽減などが必要である。

- さらに、人手不足の中、地域ぐるみで農地の維持活動を行う場合に、機構による農地の借入・管理の促進を図るとともに、不在地主の土地の草刈り等が促進される方策について検討する必要がある。

【左記の取組を総合的に行っている例】



【外部の担い手が集落営農を支援した際の経緯と課題】

- ① 集落営農組合の連合の際に、営農技術のアドバイスの関係で接点のあった地域外部の担い手C社に経営支援を打診。
- ② C社は、進出に際して、経営ガバナンスの確保のため、法人を新設することを計画。
- ③ 新設法人D社に、A組合、B組合の農地を利用権設定するために、経営改善計画を作成し、Y市に提出
- ④ Y市担当者が、C社の会社・経営の内容を熟知していないため、認定までに数ヶ月を要した
- ⑤ その結果、初年度は利用権設定をすることができず、作業受委託の形で進出せざるを得なくなった
- ⑥ 手続に時間を要したため、**担い手の計画どおりに経営を行えなかった**